

令和7年10月27日

南但広域行政事務組合

管理者 藤岡 勇 様

南但ごみ処理施設整備指針策定審議会

会長 藤原健史

南但ごみ処理施設の次期施設整備に関するあり方について（答申）

南但広域行政事務組合南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例第2条の規定により、令和6年12月2日付けで貴職から諮問を受けた標記の件について、前提条件の整理を行い現施設の設備等の現状調査（精密機能検査）、将来人口及びごみ量推計、社会情勢や国県の動向等勘案し、本審議会において慎重に調査、審議した結果、以下のとおり答申する。

記

前提条件を踏まえた審議

- ① 現施設の精密機能検査の結果、大きく懸念される問題箇所が見受けられなかったこと。
- ② 人口及びごみ量の将来見込みは減少傾向が顕著であること。
- ③ 社会的なニーズとして、公共施設等の社会資本の長寿命化や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素の動きが社会全体で推進されていること。
- ④ 人口減少社会の中での持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、国県においてはさらなる広域圏での廃棄物処理体制の構築が推進されようとしていること。
- ⑤ 人件費や物価高騰により、あらゆる経費が上昇し、自治体における財政をひっ迫させていること。

指針

上記を前提とし、総合的に検討した結果、現有施設を引き続き適正な運転と維持管理を継続したうえで、然るべき時期に基幹的設備改良を加え、15年の延命化をすることが妥当であると判断する。